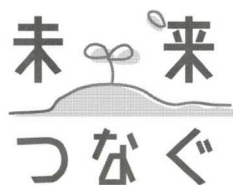


地域の体制づくり、徐々に

医療的ケア児支援法の施行から今月で2年となった。法律では、日常的にたん吸引や人工呼吸器管理などが必要な「医療的ケア児」と家族への支援を国と地方公共団体、保育所・学校設置者の責務と明記。県内では、保育所での受け入れなど地域の支援体制づくりが少しずつ進む。

先月下旬、能代市役所で行政や市内の保育所・認定こども園、福祉事業所と県医療的ケア児支援センター「コラソン」との情報交換会が開かれた。約20人が出席し、コラソンと県の担当者が現状や支援制度を説明した。



秋田の子育て

医療的ケア児支援法施行2年

「現在の福祉サービスでは保護者が付き添ってケアしている。付き添いがなくても受け入れられる形が必要だと感じている」「地域の学校に通うケースが増える可能性がある。先を見据えて関係機関が連携を深めたい」。出席者からは幅広い意見と課題点が上がった。

この後、翌週から医療的ケア児を受け入れる市内の保育所を訪問。設備面を確認し、園長や担当看護師とやりとりした。ケアを他の園児にどう伝えるべきか、緊急時の連絡ルートについてなど、園側の疑問に丁寧に応じた。

丘内に開設されたコラソンは、全県の支援拠点として市町村や福祉事業所との連携を広げてきた。専門的な技術支援を行うほか、人材育成も担っている。今月3日にはケアに関する研修を実施。たん吸引や経管栄養の手順と注意点を、参加した保育所職員らが習った。

コラソンのメンバーは

昨年4月、県立医療療育センター（秋田市南ヶ



コラソンが実施した研修で、たん吸引の手順を確認する参加者＝今月3日、秋田市南ヶ丘の県立医療療育センター

コラソン顧問を務める同センターの豊野美幸・小児科科長は「20年ほど前は母親が1人で世話せざるを得なかったが、『支援を頼んでいい』という意識が広がってきた」。

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は増加傾向で、歩ける子どもや話せる子どももいる。本年度は能代市のほか、横手市などの保育所でも新たな受け入れが始まった。豊野科長は「まずは実態を知ってもらい、保護者と子どもに寄り添った支援が各地域でできるようになってほしい」とした。

(三浦ちひろ)